

《当社の返戻金制度について》

日々紹介または求人日数が4か月未満の臨時雇用における職業紹介の場合、  
返戻金制度はありません。

求人日数が4か月以上の常用雇用における職業紹介の場合、返戻金制度は  
基本契約書に定めることとします。